

「取手・竜ヶ崎地域災害保健医療連携会議の開催」

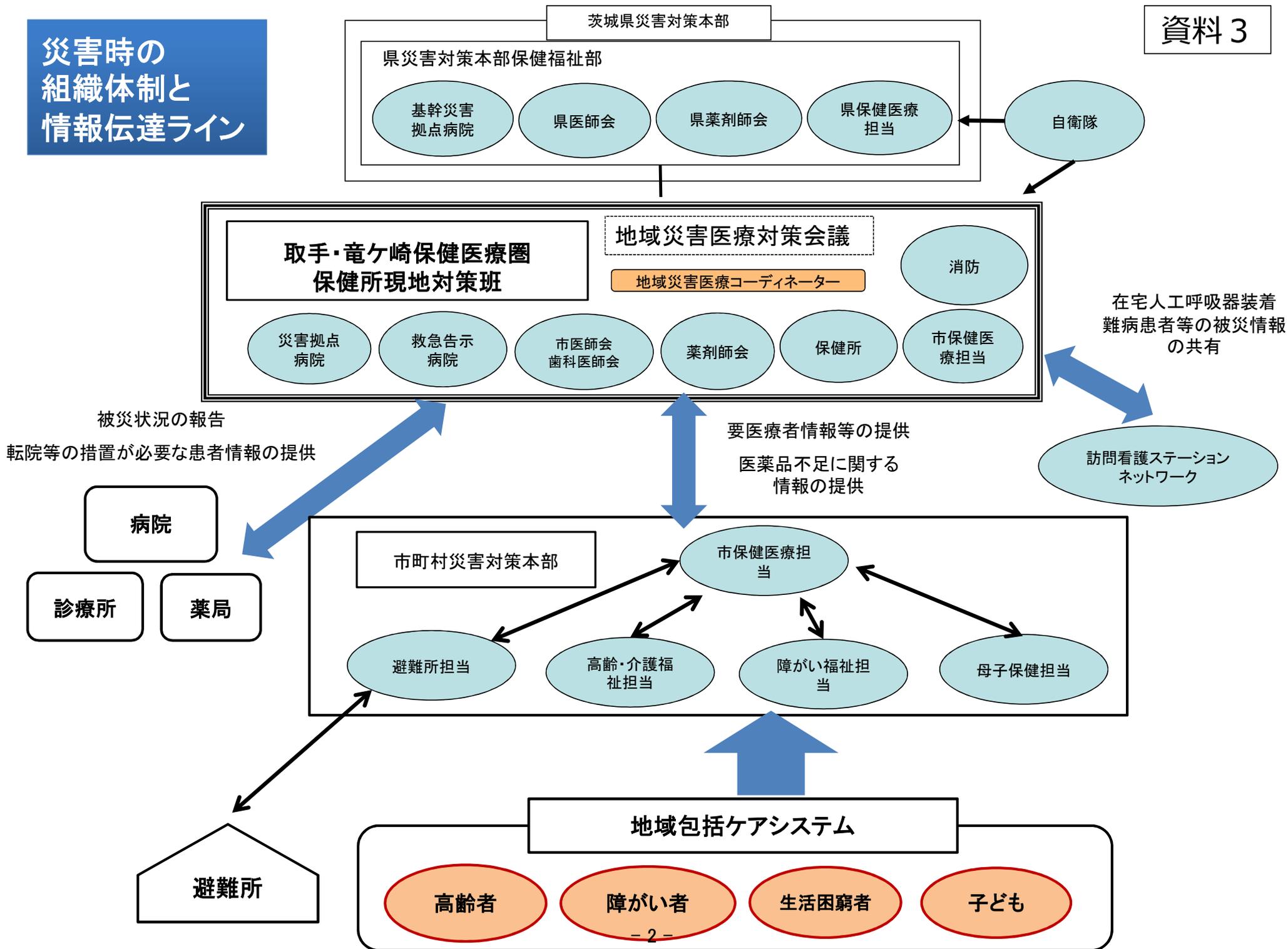
1 連携会議の目的	大規模災害が発生した際、管内地域の被災者に対して適切な医療救護等を行うため、保健所と災害医療関係者の連携体制を構築すること（顔の見える関係の構築）を目的とする。
2 連携会議の構成員	医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害支援チーム（DMA T、J M A T等）、災害拠点病院、市町村の防災担当及び保健担当、消防本部、地域災害医療コーディネーター、保健所など

3 関係機関との活動内容確認		
(1) 平時	平時から災害初動期から復旧・復興対策期における関係機関等との連携する活動内容の確認	
	災害発生後、各フェーズにおける活動内容の検討	
	初動期	発災後～概ね24時間以内
	緊急対策期	概ね24時間～概ね3日以内
	応急対策期	概ね3日以内～2週間程度まで
	慢性対策期（前回から追加）	概ね2週間～6週間程度まで
	復旧・復興対策期	概ね6週間以降
(2) 災害発生時	災害初動期から復旧・復興対策期における関係機関との円滑な連携活動	

4 連携会議の実績	
第1回 平成30年7月31日（火） 18時～	1 大規模災害時の保健医療活動に係る体制整備(厚労省通知) 2 災害時から復旧・復興対策期までの関係機関等の主な活動内容（フェーズ1～フェーズ2まで検討終了）
第2回 令和元年7月24日	議題（案） 1 管内の災害訓練等 （①龍ヶ崎市災害時保健師受援訓練 ②災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)土浦保健所・竜ヶ崎保健所合同研修） 2 災害時から復旧・復興対策期までの関係機関等の主な活動と流れ（前回の続き：フェーズ3以降の検討）

災害時の組織体制と情報伝達ライン

資料 3



災害発生時から復旧・復興までの関係機関の主な活動と流れ

資料3

【災害想定】
保健所管内の市町村で震度6以上の震災(被災市町村単独では対応困難で、県内他市町村や他都道府県等の応援が必要とされる災害)

関係機関と保健所の連携

区分	初動期(発災後～概ね24時間以内)	緊急対策期(概ね24時間～72時間以内)	応急対策期(概ね3日～2週間程度まで)	慢性対策期(概ね2週間～1, 2ヶ月程度まで)	復旧・復興対策期(概ね1, 2ヵ月以降～)	
二次医療圏	建物の倒壊・火災等により傷病者が多数発生。救助・救出活動開始。多数の傷病者が医療機関に殺到。ライフラインや交通機関機能が機能停止。野外等への避難者、帰宅困難者増大。	被災状況が少しずつ明らかになる。ライフラインは機能低下。交通・通信等が途絶。救助された外傷患者数が最大。被害対応に忙殺状態。	救助活動が徐々に収束。外傷系の患者が徐々に減少。ライフライン機能、交通機関等が少しずつ復活。集団生活による感染症や避難生活が長引くにつれてエコノミークラス症候群(深部静脈血栓症)発症の恐れ。	ライフライン機能、交通機関等はほぼ復旧。体調不良者(精神面も含む)の増加。集団生活による感染症や避難生活が長引くにつれてエコノミークラス症候群(深部静脈血栓症)や生活不活発病発症の恐れ。	ライフライン機能、交通機関等は完全に回復。避難所閉鎖。仮設住宅に入居開始。災害後の将来生活不安の顕在化。	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の安否確認、施設等の安全確保と活動体制の確立 2. 保健福祉部保健所現地対策班の設置 3. 県災害対策本部、市町村危機管理部門、管内の関係機関との連絡体制の確立と連携・調整 4. 災害・被災状況等の情報収集と本庁主管課への報告 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の被害状況等調査(EMIS)※1 ・人工透析施設の被害状況等調査 ・市町村の避難所・救護所状況調査 ・避難行動要支援者安否確認(在宅呼吸器装着者) ・医薬品広域卸売販売業者、管内薬局、毒劇物営業業者、水道施設等の被害状況調査 5. 災害規模に応じた保健師支援計画、勤務体制、役割の調整 6. 相談窓口の設置(保健医療・衛生関係) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域災害保健医療コーディネーターへの参集要請 2. 地域災害保健医療連携会議の開催 3. 被災地域の保健医療ニーズ等の情報収集と分析評価・支援方針の決定 4. 外部からの保健医療活動チームの登録・被災地域への派遣調整 5. 保健・医療・衛生等の情報提供(毎日) <ul style="list-style-type: none"> ・受診可能な医療機関、処方可能な薬局、水・消毒薬の配給等 6. 食品衛生対策・感染症予防対策(大規模避難所・炊き出し等) 7. 災害・被災状況等の情報収集と本庁主管課への報告 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の被害状況等調査(EMIS) ・市町村の避難所・救護所状況調査 8. 保健医療活動チームとの情報共有と支援内容の調整、会議の開催 9. 相談窓口の設置(保健医療・衛生関係) <p style="text-align: center;">県内DHEAT</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域災害保健医療連携会議の開催 2. 被災地域の保健医療ニーズ等の情報収集と分析評価・支援方針の決定 3. 外部からの保健医療活動チームの登録・被災地域への派遣調整 4. 保健・医療・衛生等の情報提供(毎日) <ul style="list-style-type: none"> ・受診可能な医療機関、処方可能な薬局、水・消毒薬の配給等 5. 食品衛生対策・感染症予防対策(大規模避難所・炊き出し等) 6. 被災者の健康課題の把握(エコノミークラス症候群(深部静脈血栓症)や生活不活発病等) 7. 心のケア対策(DPATチームとの連携) 8. 相談窓口の設置(保健医療・衛生関係) 9. 保健医療活動チームとの情報共有と支援内容の調整、会議の開催 10. 災害・被災状況等の情報収集と本庁主管課への報告 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の被害状況等調査(EMIS) ・市町村の避難所・救護所状況調査 11. 職員の健康管理 12. 通常業務の再開に向けた調整 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域災害保健医療連携会議の開催 2. 被災地域の保健医療ニーズ等の情報収集と分析評価・支援方針の決定 3. 外部からの保健医療活動チームの登録・被災地域への派遣調整 4. 保健・医療・衛生等の情報提供(毎日) <ul style="list-style-type: none"> ・受診可能な医療機関、処方可能な薬局、水・消毒薬の配給等 5. 食品衛生対策・感染症予防対策(大規模避難所・炊き出し等) 6. 被災者の健康課題の把握(エコノミークラス症候群(深部静脈血栓症)や生活不活発病等) 7. 心のケア対策(DPATチームとの連携) 8. 相談窓口の設置(保健医療・衛生関係) 9. 保健医療支援チームとの情報共有と支援内容の調整(毎日) 10. 保健医療活動チームの撤退調整 11. 災害・被災状況等の情報収集と本庁主管課への報告 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の被害状況等調査(EMIS) ・市町村の避難所・救護所状況調査 12. 職員の健康管理 13. 通常業務の再開 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域災害保健医療連携会議の開催 2. 長期的な視点に立った被災地域の保健医療ニーズに対する支援方針の決定 3. 保健・医療・衛生等の情報提供 4. 被災者の健康管理支援(心のケア対策含む) 	
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地域へ派遣 2. 被災地域の初期迅速評価 3. 被災地域の保健・医療・衛生情報の収集と分析評価、対策の企画立案 4. 被災保健所及び被災市町村での健康危機管理組織の立ち上げ支援 5. 県災害対策本部への支援要請と不足する資源(衛生材料等)の調達 6. 各活動チームが組織・職種横断的に活動できるよう全体調整 7. 活動の報告・記録 <p style="text-align: center;">(県内DHEAT)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災保健所及び被災市町村での健康危機管理組織の立ち上げ支援 2. 被災地域の保健・医療・衛生情報の収集と分析評価、対策の企画立案 3. 県災害対策本部への支援要請と不足する資源(衛生材料等)の調達 4. 各活動チームが組織・職種横断的に活動できるよう全体調整 5. 活動の報告・記録 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地域の保健・医療・衛生情報の収集と分析評価、対策の企画立案 2. 医療提供体制・保健所業務の再開・復旧に向けたロードマップ作成 3. 県災害対策本部への支援要請と不足する資源(衛生材料等)の調達 4. 各活動チームが組織・職種横断的に活動できるよう全体調整 5. 活動の報告・記録 6. 活動の引継ぎ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活動の引継ぎと終結 	
被災市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設設備等の安全確保と活動体制の確立(人的・物的資源の確保) 2. 市町村災害対策本部の設置 3. 災害・被災状況・ライフライン等の情報収集と情報共有、情報提供 4. 住民・被災者への対応 5. 保健師等の支援要請(被害状況報告書及び「様式1」をFAX) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害・被災状況等の情報収集と分析評価・支援方針の決定 2. 関係機関とのミーティング(毎日) 3. ライフラインの確保(特に水) 4. 住民・被災者への対応 5. 相談窓口の開設 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害・被災状況等の情報収集と分析評価・支援方針の決定 2. 関係機関とのミーティング(毎日) 3. 住民・被災者への対応(罹災証明書の発行業務増) 4. 職員の健康管理 5. 通常業務の再開に向けた調整 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害・被災状況等の情報収集と分析評価・支援方針の決定 2. 関係機関とのミーティング(毎日) 3. 住民・被災者への対応 4. 職員の健康管理 5. 通常業務の再開 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害・被災状況等の情報収集と分析評価・支援方針の決定 2. 住民・被災者への対応(健康管理と新しい生活への支援) 	
	救命・救護	<ol style="list-style-type: none"> ①救護所の設置・運営 ②救護所・避難所設置を住民に通知 ③医療機関の被災状況・診療状況把握と情報提供 	<ol style="list-style-type: none"> ①救護所の運営 ②要医療者への継続支援・慢性疾患患者の医療確保と継続支援 ③受診可能な医療機関の情報提供(薬の処方も含む) 	<ol style="list-style-type: none"> ①救護所の運営 ②救護所の継続及び閉鎖時期の検討 	<ol style="list-style-type: none"> ①救護所の閉鎖 	
	仮設住宅等	<ol style="list-style-type: none"> ①避難所の設置・運営(動物避難所含む) ②避難行動要支援者(高齢者・妊産婦・難病患者等)への対応 	<ol style="list-style-type: none"> ①避難所の運営(福祉避難所の設置) ※状況に応じて、避難所再編 ②避難者の健康管理・処遇調整 ③衛生管理・環境調整 ④保健・医療・福祉に関する情報提供 ⑤避難行動要支援者(高齢者・妊産婦・難病患者等)への対応 	<ol style="list-style-type: none"> ①避難所の運営 ※状況に応じて、避難所再編 ②避難者の健康管理・処遇調整(エコノミークラス症候群(深部静脈血栓症)や生活不活発病対策等) ③衛生管理・環境調整 ④各健康課題への対応(心のケア含む) ⑤保健・医療・福祉に関する情報提供 ⑥栄養確保 	<ol style="list-style-type: none"> ①避難所の運営 ※状況に応じて、避難所再編 ②避難者の健康管理・処遇調整(エコノミークラス症候群(深部静脈血栓症)や生活不活発病対策等) ③衛生管理・環境調整 ④各健康課題への対応(心のケア含む) ⑤保健・医療・福祉に関する情報提供 ⑥栄養確保 	<ol style="list-style-type: none"> ①避難者の健康管理・必要な支援(特に、1人暮らしの高齢者・高齢者世帯・障がい者等) ②心のケア対策 ③仮設住宅への入居者同士のコミュニティづくりの支援 ④保健・医療・福祉に関する情報提供
	内滞者	<ol style="list-style-type: none"> ①避難行動要支援者(高齢者・妊産婦・難病患者等)の安否確認 	<ol style="list-style-type: none"> ①避難行動要支援者(高齢者・妊産婦・難病患者等)の安否確認及び安全確保対策(訪問等) ②自宅等滞在者の健康管理・処遇調整 	<ol style="list-style-type: none"> ①各健康課題への対応(心のケア含む) ②健康相談窓口の設置(電話相談等) ③保健・医療・福祉情報の提供 	<ol style="list-style-type: none"> ①各健康課題への対応(心のケア含む) ②健康相談窓口の設置(電話相談等) ③保健・医療・福祉情報の提供 	<ol style="list-style-type: none"> ①保健・医療・福祉情報の提供 ②被災者の健康管理支援(心のケア対策含む) ③新たな交流やコミュニティづくりの支援 ④新しい生活への支援
	支援チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の状況確認(アウトリーチ) 2. 「災害時の保健活動推進マニュアル(令和2年3月)」、「茨城県災害時保健活動推進マニュアル(第2版)」による情報収集。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「災害時の保健活動推進マニュアル(令和2年3月)」、「茨城県災害時保健活動推進マニュアル(第2版)」による活動。 2. 外部支援チームへのオリエンテーション(ミーティングの設定) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「災害時の保健活動推進マニュアル(令和2年3月)」、「茨城県災害時保健活動推進マニュアル(第2版)」による活動。 2. 避難行動要支援者への対応(心のケアも含む) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「災害時の保健活動推進マニュアル(令和2年3月)」、「茨城県災害時保健活動推進マニュアル(第2版)」による活動。 2. 避難行動要支援者への対応(心のケアも含む) 3. 保健活動の縮小 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活動の引継ぎと撤収
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡体制の確立と連携 ・被災状況、医療機関の診療状況等の情報共有 ・避難所・救護所状況を保健所へ報告 ・保健医療ニーズに応じた人的(保健医療の外部支援者)・物的(衛生材料等)支援の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所・救護所状況を保健所へ報告、保健所からの情報提供 ・保健医療ニーズに応じた人的(保健医療の外部支援者)・物的(衛生材料等)支援の要請 ・保健医療支援チームの活動状況の情報共有・調整 ・避難者の健康課題への対応・情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所・救護所状況を保健所へ報告、保健所からの情報提供 ・保健医療ニーズに応じた人的(保健医療の外部支援者)・物的(衛生材料等)支援の要請 ・避難所の食品衛生対策・感染症予防対策 ・避難者の健康課題(心のケア、エコノミークラス症候群等)への対応・情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所・救護所状況を保健所へ報告、保健所からの情報提供 ・保健医療ニーズに応じた人的(保健医療の外部支援者)・物的(衛生材料等)支援の要請 ・避難所の食品衛生対策・感染症予防対策 ・避難者の健康課題(心のケア、エコノミークラス症候群等)への対応・情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の健康課題(心のケア対策含む)への対応・情報共有 	
DMAT	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県DMAT調整本部の設置(県庁内) 2. 被災状況の情報収集 3. 被災地へのDMATの派遣調整、後方支援医療機関の調整・確保等 4. 被災地域への出動・現場活動 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域内の医療機関、特に災害拠点病院の支援・強化 ・災害現場でのメディカルコントロール 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害・被災状況等の情報収集 2. 被災地域での現場活動(被災地域内でのトリアージ、応急治療、傷病者等の域内、広域搬送等) 3. DMAT撤収に向け、JMAT等の医療救護チームへの引継ぎ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. DMAT撤収 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・支援内容の情報共有 ・医療機関の被災状況等の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援内容の情報共有 ・医療機関の被災状況等の情報共有 ・JMAT等の医療救護チームへの引継ぎ内容の情報共有 				

	初期期(発災後～概ね24時間以内)	緊急対策期(概ね24時間～72時間以内)	応急対策期(概ね3日～2週間程度まで)	慢性対策期(概ね2週間～1.2ヶ月程度まで)	復旧・復興対策期(概ね1.2ヵ月以降～)
区分	建物の倒壊・火災等により傷病者が多数発生。救助・救出活動開始。多数の傷病者が医療機関に殺到。ライフラインや交通機関機能が機能停止。野外等への避難者、帰宅困難者増大。	被災状況が少しずつ明らかになる。ライフラインは機能低下。交通・通信等が途絶。救助された外傷系患者数が最大。被害対応に忙殺状態。	救助活動が徐々に収束。外傷系の患者が徐々に減少。ライフライン機能、交通機関等が少しずつ復活。集団生活による感染症や避難生活が長引くにつれてエコノミークラス症候群(深部静脈血栓症)発症の恐れ。	ライフライン機能、交通機関等はほぼ復旧。体調不良者(精神面も含む)の増加。集団生活による感染症や避難生活が長引くにつれてエコノミークラス症候群(深部静脈血栓症)や生活不活発病発症の恐れ。	ライフライン機能、交通機関等は完全に回復。避難所閉鎖。仮設住宅に入居開始。災害後の将来生活不安の顕在化。
コ ー デ ィ ネ ー タ ー ※4		1. (可能な限り)保健所へ参集 2. 被災地域の保健医療ニーズ等の情報収集・分析 3. 被災地域の保健医療ニーズへの対応・助言 4. 保健医療活動チームの受入・適正配置等	1. 被災地域の保健医療ニーズ等の情報収集・分析 2. 被災地域の保健医療ニーズへの対応・助言 3. 保健医療活動チームの適正配置等	1. 被災地域の保健医療ニーズ等の情報収集・分析 2. 被災地域の保健医療ニーズへの対応・助言 3. 保健医療活動チームの適正配置等	1. 被災地域の保健医療ニーズ等の情報収集・分析 2. 被災地域の保健医療ニーズへの対応・助言
薬 劑 科 医 師 会 会 員 会	1. 災害・会員の被災状況等の情報収集 ・各自治体の災害対策本部との連絡体制の確認・連携 ・災害・被災状況、診療所の診療状況等の情報共有	1. 災害・会員の被災状況等の情報収集 2. 市町村の救護所への医師等派遣 3. 医薬品、医療器材等の確保・供給等 4. 薬剤等の支援物資の情報提供 5. 救護所等での薬剤の分類、保管管理 ・災害・被災状況、診療所の診療状況、支援内容等の情報共有	1. 災害・会員の被災状況等の情報収集 2. 医師・歯科医師による巡回相談 ※薬剤師は巡回に同行し、持参薬等の確認 3. 薬の相談コーナーの設置 ・災害・被災状況、診療所の診療状況、支援内容等の情報共有	1. 災害・会員の被災状況等の情報収集 2. 医師・歯科医師による巡回相談 ※薬剤師は巡回に同行し、持参薬等の確認 3. 薬の相談コーナーの設置 4. 遺体安置所の検死 5. 支援活動の縮小 ・災害・被災状況、診療所の診療状況、支援内容等の情報共有	支援の終了
そ の 他 支 援 チ ーム	1. 災害・被災状況等の情報収集 2. 支援チームの被災地域への派遣準備	1. 災害・被災状況等の情報収集 2. 支援チームの被災地域への派遣 3. 救護所、避難所、被災地域の医療機関等での支援活動 ・JMAT等の支援チームの保健所への登録と活動報告 ・支援チームの活動場所等の調整と情報共有 ・物的支援(衛生材料等)の要請	1. 災害・被災状況等の情報収集 2. 救護所、避難所、被災地域の医療機関等での支援活動 ・JMAT等の支援チームの保健所への登録・活動報告 ・支援チームの活動場所等の調整と情報共有 ・物的支援(衛生材料等)の要請	1. 災害・被災状況等の情報収集 2. 救護所、避難所、被災地域の医療機関等での支援活動 3. 再建された被災地域の関係機関への円滑な引継ぎ ・支援チームとの情報共有 ・物的支援(衛生材料等)の要請 ・支援チーム撤収に向けた検討・調整	各支援チームの撤収
災 害 救 急 拠 点 示 病 院 ※9	1. 施設設備等の安全確保と災害時医療体制の確立 2. 災害・被災状況・ライフライン等の情報収集 3. トリアージ・応急的処置 4. 主に重症者の収容・治療 5. DMAT等の医療救護チームの受入れ ・病院の被害状況等を保健所に報告(EMIS) ・保健医療ニーズに応じた人的(保健医療の外部支援者)、物的(衛生材料等)支援の要請	1. 災害・被災状況・ライフライン等の情報収集 2. トリアージ・応急的処置 3. 主に重症者の収容・治療 4. 収容できない患者等を被災地域外へ移送 5. DMAT等の医療救護チームの受入れ ・病院の被害状況等を保健所に報告(EMIS) ・保健医療ニーズに応じた人的(保健医療の外部支援者)、物的(衛生材料等)支援の要請 ・医療救護チームの受入調整	1. 災害・被災状況・ライフライン等の情報収集 2. トリアージ・応急的処置 3. 主に重症者の収容・治療 4. 収容できない患者等を被災地域外へ移送 5. JMAT等の医療救護チームの受入れ ・JMAT等の医療救護チームの受入調整 ・病院の被害状況等を保健所に報告(EMIS) ・保健医療ニーズに応じた人的(保健医療の外部支援者)、物的(衛生材料等)支援の要請	1. 災害・被災状況・ライフライン等の情報収集 2. 主に重症者の収容・治療 3. 収容できない患者等を被災地域外へ移送 4. 平常時の医療提供体制へ徐々に移行 ・病院の被害状況等を保健所に報告(EMIS) ・保健医療ニーズに応じた人的(保健医療の外部支援者)、物的(衛生材料等)支援の要請	1. 平常時の医療提供体制へ移行
診 療 院 所 等	1. 施設設備等の安全確保と診療体制の確立 2. 災害・被災状況・ライフライン等の情報収集 3. トリアージ・応急的処置 ・病院の被害状況等を保健所に報告(EMIS) ・保健医療ニーズに応じた人的(保健医療の外部支援者)、物的(衛生材料等)支援の要請	1. 災害・被災状況・ライフライン等の情報収集 2. トリアージ・応急的処置 3. 災害拠点病院等からの入院患者受入れ 4. 収容できない重症者等を災害拠点病院へ移送 ・病院の被害状況等を保健所に報告(EMIS) ・保健医療ニーズに応じた人的(保健医療の外部支援者)、物的(衛生材料等)支援の要請	1. 災害・被災状況・ライフライン等の情報収集 2. トリアージ・応急的処置 3. 災害拠点病院等からの入院患者受入れ 4. 収容できない重症者等を災害拠点病院へ移送 ・病院の被害状況等を保健所に報告(EMIS) ・保健医療ニーズに応じた人的(保健医療の外部支援者)、物的(衛生材料等)支援の要請	1. 災害・被災状況・ライフライン等の情報収集 2. 災害拠点病院等からの入院患者受入れ 3. 収容できない重症者等を災害拠点病院へ移送 4. 平常時の医療提供体制へ徐々に移行 ・病院の被害状況等を保健所に報告(EMIS) ・保健医療ニーズに応じた人的(保健医療の外部支援者)、物的(衛生材料等)支援の要請 ・診療再開に向けての安全性の確認	1. 平常時の医療提供体制へ移行
消 防	1. 災害・被災状況等の情報収集 2. 救急・火災・救助通報等への対応 ・各自治体の災害対策本部との連絡体制の確認・連携 ・現場での救助活動、患者搬送時の連携	1. 災害・被災状況等の情報収集 2. 救急・火災・救助通報等への対応 3. 重症者・入院患者等を被災地域外へ搬送 ・現場での救助活動、患者搬送時の連携	1. 災害・被災状況等の情報収集 2. 救急・火災・救助通報等への対応 ・現場での救助活動、患者搬送時の連携	1. 災害・被災状況等の情報収集 2. 重症者・入院患者等を被災地域外へ搬送 3. 平常時の体制へ徐々に移行	1. 平常時の体制へ移行
自 衛 隊	1. 災害・被災状況等の情報収集(偵察部隊による確認等) 2. 陸上自衛隊への派遣要請 3. 災害派遣 ・各自治体の災害対策本部との連絡体制の確認・連携	1. 災害・被災状況等の情報収集 2. 災害派遣活動(被災者の救助、避難誘導、行方不明者の捜索、負傷者の応急治療・救急搬送、給水支援等) ・現場での救助活動、医療活動、救急搬送時の連携 ※(状況により)航空機を使用する患者搬送時は上級部隊に対する要請が必要	1. 災害・被災状況等の情報収集 2. 災害派遣活動(被災者の救助、避難誘導、行方不明者の捜索、負傷者の応急治療・救急搬送、給水支援等) ・現場での救助活動、医療活動、救急搬送時の連携	1. 災害・被災状況等の情報収集 2. 災害派遣活動の終了	

※1 EMIS(イーミス) Emergency Medical Information System …広域災害救急医療情報システム

※2 DHEAT(ディーヒート) Disaster Health Emergency Assistance Team …災害時健康危機管理支援チーム。保健医療分野の指揮調整部門である保健医療調整本部及び保健所を支援するマネジメント支援チーム。

※3 DMAT(ディーマット) Disaster Medical Assistance Team …災害時の急性期(48時間以内)に活動できる機動性をもった、厚生労働省の指定した専門的訓練を受けた災害派遣医療チーム。

※4 地域災害医療コーディネーター…地域の医療ニーズ等の分析、医療救護活動に係る助言・調整、医療救護チームの受入・派遣調整等を行う。

※5 JMAT(ジェイマット) Japan Medical Association Team …日本医師会により組織される災害医療チーム。

※6 DPAT(ディーパット) Disaster Psychiatric Assistance Team…都道府県及び政令都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。

※7 JRAT(ジェイラット) Japan Rehabilitation Assistance Team …大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会。

※8 災害支援ナース …日本看護協会都道府県看護協会に登録し、看護職能団体の一員として、被災地に派遣される看護職

※9 災害医療拠点病院 …災害時における初期救急医療体制の充実・強化を図るための医療機関。都道府県は1ヶ所「基幹」拠点病院を、原則、二次医療圏に各1ヶ所「地域」拠点病院を指定

科 発 0722 第 2 号
医 政 発 0722 第 1 号
健 発 0722 第 1 号
薬 生 発 0722 第 1 号
社 援 発 0722 第 1 号
老 発 0722 第 1 号
令 和 4 年 7 月 22 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省 大臣官房厚生科学課長
医 政 局 長
健 康 局 長
医 薬・生活衛生局長
社 会・援 護 局 長
老 健 局 長
(公 印 省 略)

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について

大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局通知」という。）及び平成28年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「初動対応検証レポート」（平成28年7月、平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム）により整備がなされてきたところである。

このような中、各都道府県において大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部が設置されているところである。

その中で、令和3年防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）等の整備について追加された。また、令和3年度厚生労働科学研究の「災害発生時の分野横断的かつ長期的ケアマネジメント体制構築に資する研究」において、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要であるとされたことを踏まえ、保健医療調整本部を「保健医療福祉調整本部」としたところである。

については、各都道府県における大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備に当たっての留意事項を下記のとおり示すので、今後の体制整備の参考にしてもらおうとともに、関係機関への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であること及び内閣府（防災担当）と調整済みであることを申し添える。

また、本通知の施行に伴い「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成 29 年 7 月 5 日付け科発 0705 第 3 号・医政発 0705 号 4 号・健発 0705 第 6 号・薬生発 0705 第 1 号・障発 0705 第 2 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長・医政局長・医薬・生活衛生局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）は廃止する。

記

1. 保健医療福祉調整本部の設置等について

(1) 設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動（以下単に「保健医療福祉活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置すること。なお、当該保健医療福祉調整本部の設置については、当該保健医療福祉調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えないこと。

被災都道府県における保健衛生活動を行う災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）・保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたところであるが、保健医療福祉調整本部において、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うこと。

(2) 組織

① 構成員

保健医療福祉調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課、民生主管課（「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成30年社会・援護局長通知」という。）に記載する災害福祉支援ネットワークを所管する部署。）等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療福祉調整本部には、本部長を置き、保健医療福祉を主管する部局長、その他の者のうちから、都道府県知事が指名すること。

② 連絡窓口の設置

保健医療福祉調整本部は、保健所・DHEAT、保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、看護師チーム（被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む）、保健師チーム、管理栄養士チー

ム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下同じ。）、その他の保健医療福祉活動に係る関係機関（以下「関係機関」という。）及び災害福祉支援ネットワーク本部（平成30年社会・援護局長通知に基づき都道府県が設置する、DWATの派遣調整等を行う本部）との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置すること。

この場合において、保健医療福祉調整本部は、関係機関との連絡及び情報連携を円滑に行うために必要があると認めるときは、当該関係機関に対し、当該関係機関の担当者を当該窓口配置するよう求めることが望ましいこと。

③ 本部機能等の強化

保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき、保健医療福祉調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。

また、保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動を効果的・効率的に行うため、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、厚生労働省災害対策本部（厚生労働省現地対策本部が設置された場合にあつては、厚生労働省現地対策本部。以下この③において同じ。）と緊密な情報連携を行うとともに、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、厚生労働省災害対策本部に対し、必要な助言及びその他の支援を求めること。

2. 保健医療福祉活動の実施について

（1）保健医療活動チームの派遣調整

① 保健医療福祉調整本部は、被災都道府県内で活動を行う保健医療活動チームに対し、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの保健所への派遣の調整を行うこと。

なお、災害発生直後においては、人命救助等に支障が生じないように、保健所を経由せず、被災病院等への派遣の調整を行う等、指揮又は連絡及び派遣の調整（以下「指揮等」という。）について、臨機応変かつ柔軟に実施すること。

- ② 保健所は、①によって派遣された保健医療活動チームに対し、市町村と連携して、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの避難所等への派遣の調整を行うこと。
 - ③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、①及び②の指揮等の実施に当たっては、救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療福祉ニーズの変化を踏まえることに留意すること。
 - ④ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、当該保健医療活動チームが実施可能な活動の内容、日程、体制、連絡先等の情報を予め保健医療福祉調整本部及び保健所に登録し、保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行うよう求めること。
- (2) 保健医療福祉活動に関する情報連携
- ① 保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、適宜、当該保健医療活動チームの活動の内容及び収集した被害状況、保健医療福祉ニーズ等を報告するよう求めること。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。
 - ア 活動中の報告においては、特に、当該保健医療活動チームが対応することができなかった保健医療福祉ニーズについて報告するよう求めること。
 - イ 活動後の報告においては、特に、当該保健医療活動チームの保健医療活動を他の保健医療活動チームが引き継ぐに当たって必要な情報を報告するよう求めること。
 - ② 保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、避難所等での保健医療活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこと。

この場合において、医療、保健、福祉分野の横断的な情報連携に当たっては、「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて(情報提供)」(令和2年5月7日厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室事務連絡)を踏まえ、各分野の関係者が共通で把握しなければならない事項について、被災者及び避難所に関するアセスメント調査票(別添1及び2)を参考にすることが望ましいこと。また、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録2018報告書」(平成30年11月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会)及びその様式(別添3)を、避難所の状況等に関する記録の様式については「災害時の保健活動推進マニュアル」(令和元年、日本公

衆衛生協会・全国保健師長会)及びその様式(別添4)を参考とすることが望ましいこと。

※別添2について、今後更新する可能性があるところ、厚生労働省ホームページにおいて、常に最新の資料を掲載することから、使用に際しては、同ホームページの確認をお願いします。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html>

- ③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療活動チーム間の適切な引き継ぎに資するよう、保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等を行うこと。
- ④ 保健所は、市町村に対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を求めるとともに、保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等により、避難所の状況等、市町村が把握する必要がある情報の提供を行うこと。
- ⑤ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、関係機関との緊密な情報連携を行うこと。また、必要に応じて、災害福祉支援ネットワーク本部とも相互に情報連携を行うこと。なお、情報連携の手段としては、
 - ア 平成24年医政局長通知に基づき、保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会等の医療関係者、救護班(医療チーム)等が定期的に情報交換することを目的として、保健所により設置される地域災害医療対策会議
 - イ 平成30年社会・援護局長通知に基づき、都道府県の災害福祉支援ネットワーク主管部局、保健医療部局、都道府県社会福祉協議会及び社会福祉施設等関係団体等により構成され、平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容の検討及び災害時の情報共有等を行う災害福祉支援ネットワーク会議等が考えられる。

(3) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

- ① 保健所は、今後実施すべき災害時の保健医療福祉活動を把握するため、市町村と連携して、(2)により収集した保健医療活動チームの活動の内容及び被害状況、保健医療福祉ニーズ等の整理及び分析を行うこと。
- ② 保健医療福祉調整本部は、①により各保健所が整理及び分析した情報の取りまとめを行い、保健医療福祉活動の総合調整に活用すること。

<参考>

○保健医療活動チーム等の活動要領等

- ・災害時健康危機管理支援チーム活動要領について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197835.html>

- ・災害時の保健師等広域応援派遣調整要領

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index.html>

○関連通知・ガイドライン等

- ・災害時の福祉支援体制の整備について

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000209712.pdf>

- ・大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン

http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h30_02_13.pdf